

食育の推進に関する政策評価

(参 考 資 料)

参考資料 1	第 2 次食育推進基本計画について	1
参考資料 2	第 2 次食育推進基本計画における目標値と実績値	3
参考資料 3	ロジックモデル例	5
参考資料 4	食育関連予算の概要（施策別）	6
参考資料 5	食育の考え方の体系的な整理	11

第2次食育推進基本計画について

- 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)が作成
- 平成18年3月に最初の計画を策定(平成18年度から22年度まで)、今回は平成23年度から27年度までの5年間について定める。

○新しい計画のポイント (前計画との主な違い)

- (コンセプト)「周知」から「実践」へ
- 「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」を掲げる。
 - ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

○新しい計画の概要 (下線部は新規部分)

【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題 (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進 (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
2. 基本的な取組方針 (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成 (2)食に関する感謝の念と理解 (3)食育推進運動の展開 (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割 (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献 (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2 食育の推進の目標に関する事項】(目標値:平成27年度までの達成を目指すもの)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加 《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《現状値》朝食+夕食 週平均9回⇒10回以上
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少 《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%
⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加 《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 《現状値》50.2%⇒60%以上
- (6)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 《現状値》70.2%⇒80%以上
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《現状値》27%⇒《目標値》30%以上
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 《現状値》37.4%⇒90%以上
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《現状値》40%⇒100%

【第3 食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進(「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」、「歯科保健活動における食育推進」、「高齢者に対する食育推進」及び「男性に対する食育推進」の記述を追加)
4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加)
6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(「世代区分等に応じた国民の取組の提示(「食育ガイド」(仮称)の作成・公表)」の記述を追加)

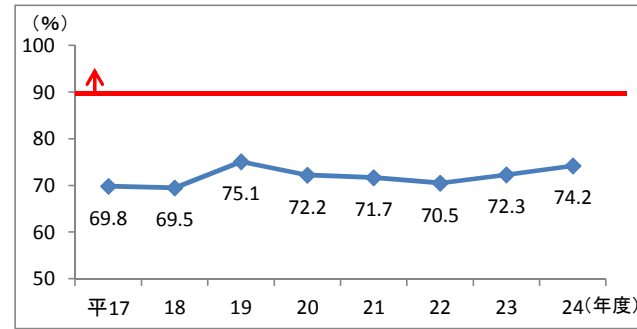
【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

1. 多様な関係者の連携・協力の強化 2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進(「都道府県及び市町村は、食育を推進する中核となる人材育成を検討」の記述を追加)
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握 4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用 5. 基本計画の見直し

第2次食育推進基本計画における目標値と実績値

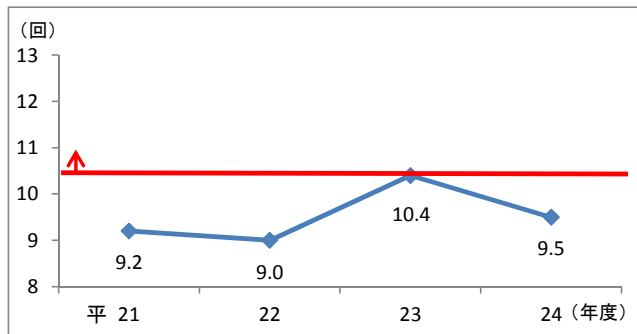
参考資料2

① 食育に関心を持っている国民の割合の増加(90%以上)



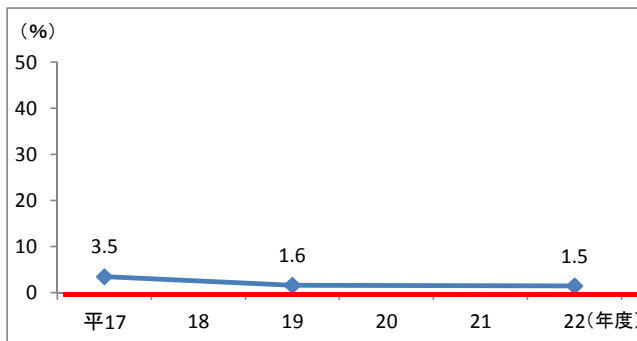
(注) 内閣府「食育に関する意識調査」等(平成17~24年度)による。

② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加(朝食+夕食=週平均10回以上)



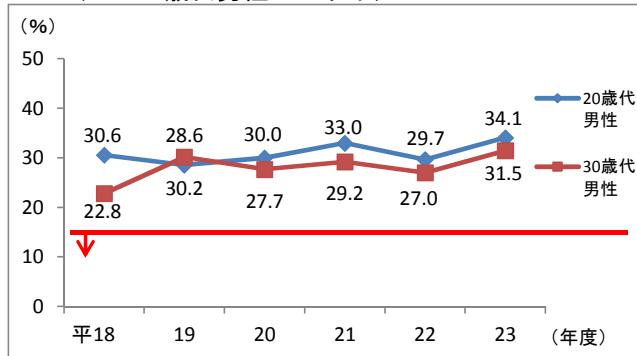
(注) 内閣府「食育に関する意識調査」等による。

③-i 朝食を欠食する国民の割合の減少(子ども0%)



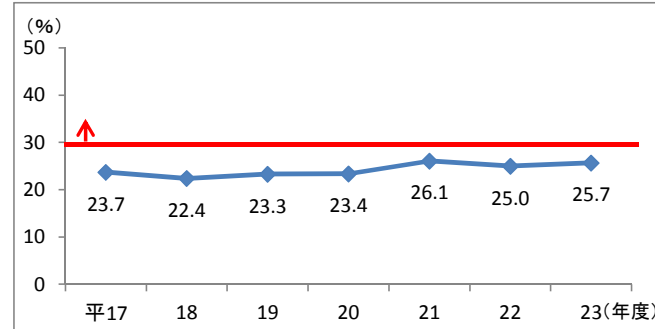
(注) (独)日本スポーツ振興センター「児童生徒の食生活等実態調査」(平成17年度)、「児童生徒の食事状況等調査」(平成19、22年度)による。

③-ii 朝食を欠食する国民の割合の減少(20~30歳代男性15%以下)



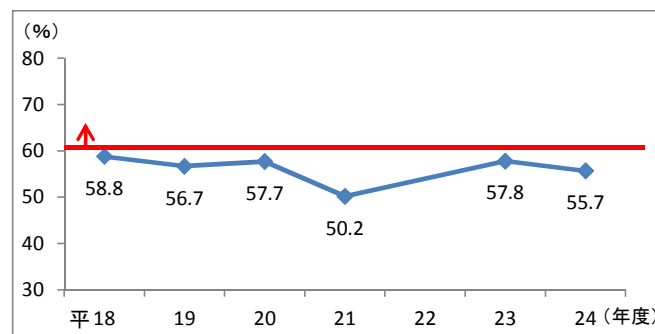
(注) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」による。

④ 学校給食における地場産物を使用する割合の増加(30%以上)



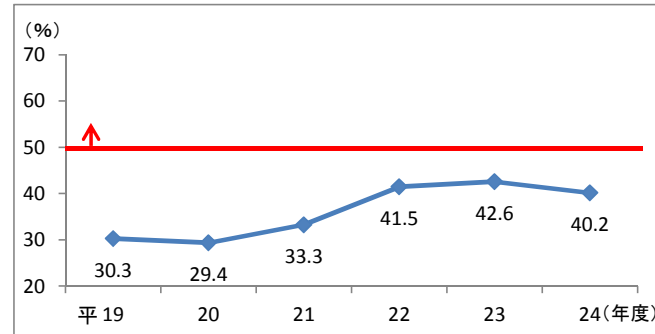
(注) 平成25年度版食育白書(文部科学省調べ)による。

⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加(60%以上)



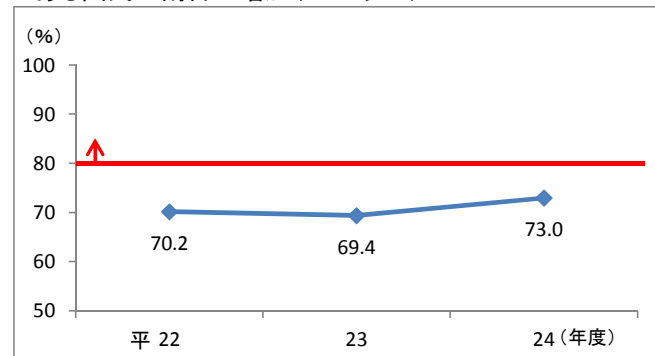
(注) 1 内閣府「食育に関する意識調査」等による。

⑥ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加(50%以上)



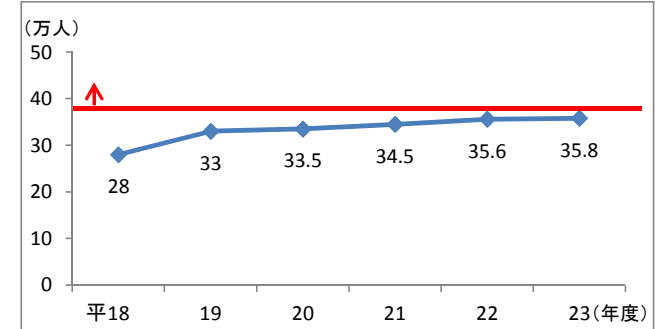
(注) 内閣府「食育に関する意識調査」等による。

⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加(80%以上)



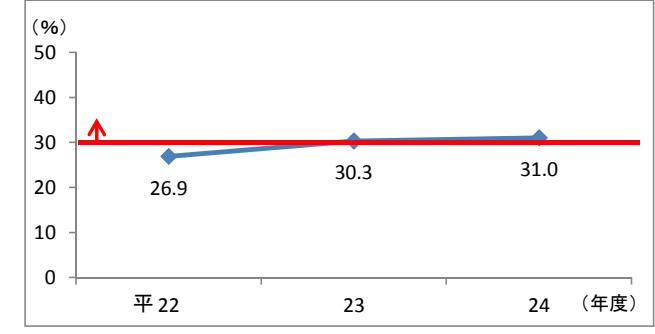
(注) 内閣府「食育に関する意識調査」等による。

⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加(37万人以上)



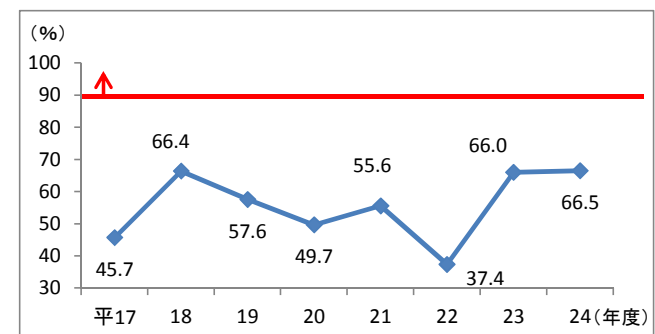
(注) 平成25年度版食育白書(内閣府食育推進室調べ)による。

⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加(30%以上)



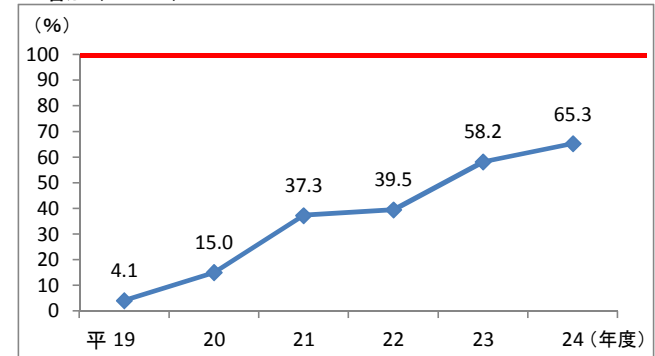
(注) 農水省「食事バランスガイド」認知及び参考度に関する全国調査(平成22年度)、「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(平成23、24年度)による。

⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加(90%以上)



(注) 内閣府食品安全委員会「食品安全確保総合調査」(平成17~22年度)、内閣府「食育に関する意識調査」(平成23、24年度)による。

⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加(100%)



(注) 平成25年度版食育白書(内閣府食育推進室調べ)による。

〈各調査の概要〉

「食育に関する意識調査」等(平成17~24年度)(注)【①、②、⑤、⑥、⑦、⑩】

主 体：内閣府
 実施年度：平成17~24年度
 対 象：全国20歳以上の者(3,000人(平成17~20、22~24年度)、5,000人(平成21年度))
 方 法：調査員(委託機関)による個別面接
 取(平成17年度の調査方法は不明)
 (注) 「食育に関する特別世論調査」(平成17年度)
 「食育に関する意識調査」(平成18~20、23、24年度)
 「食育の現状と意識に関する調査」(平成21、22年度)

「児童生徒の食生活等実態調査」(平成17年度)【③-i】

「児童生徒の食事状況等調査」(平成19、22年度)【③-i】

主 体：(独)日本スポーツ振興センター
 実施年度：平成17、19、22年度
 対 象：○ 小学5年生、中学2年生、保護者及び担任(計28,142人)(平成17年度)
 ○ 小学5年生、中学2年生及びその保護者(計12,970人)(平成19年度)
 ○ 小学5年生、中学2年生、保護者及び担任(計約24,364人)(平成22年度)
 方 法：(独)日本スポーツ振興センターが学校に対して調査用紙を配布し、調査

「国民健康・栄養調査」【③-ii】

主 体：厚生労働省
 実施年度：昭和22年度~平成23年度
 対 象：層化無作為抽出した満1歳以上の者(約18,000人)
 方 法：医師、管理栄養士、保健師等の調査員による検査及び調査票の配布

「文部科学省調べ」【④】

地場産食品数/給食使用食品数

「食事バランスガイド」認知及び参考度に関する全国調査(平成20~22年度)【⑨】

「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(平成23、24年度)【⑨】

主 体：農林水産省
 実施年度：平成20~24年度
 対 象：東京圏・近畿圏及び地方圏の20~69歳の男女(平成20年度：2,441人、21：3,000人、22：4,137人、23、24：4,000人)
 方 法：調査実施機関による郵送配布・郵送回収法

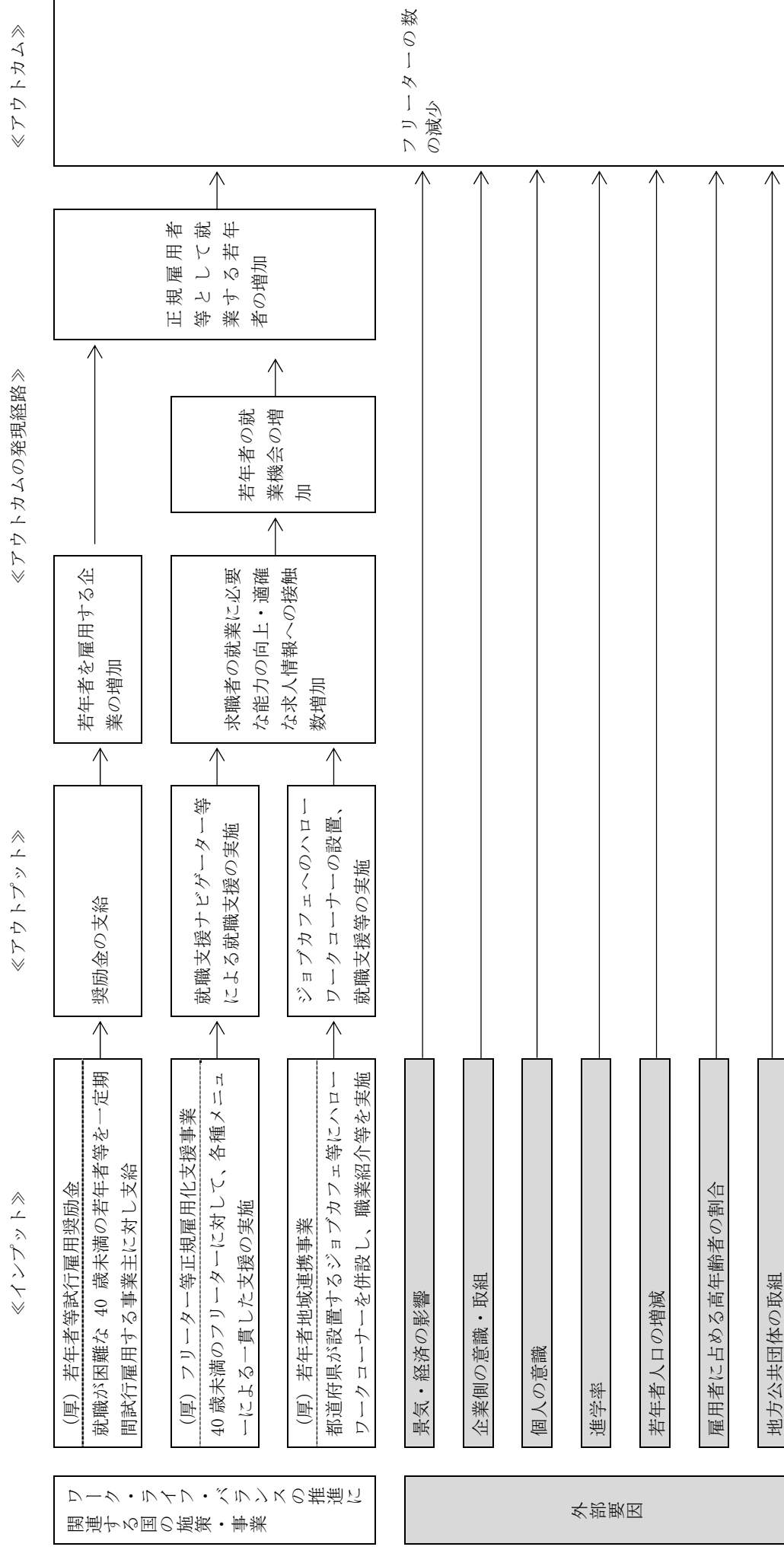
「食品安全確保総合調査」【⑩】

主 体：内閣府食品安全委員会
 実施年度：平成15~24年度

(注) 本資料は、平成25年版食育白書等に基づき、当省が作成した。

ロジックモデル例

③ フリーターの数



(ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価書より抜粋)

食育関連予算の概要（施策別）

（平成23年度～25年度（平成23年度決算額を含む））

（単位：百万円）

施 策	関 連 施 策	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予 算 額	平成23年度 決 算 額
1. 家庭における食育の推進 （子どもの父母やその他の保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するための施策）	【文部科学省】 子どもの生活習慣づくり支援事業 ライフスタイルの多様化等により、家庭や社会の影響を受けやすい子どもたちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、特に中高生以上の普及啓発を進めるとともに、家庭や学校・地域にとどまらず、企業も含めた社会問題としての取組の定着を図る取組を推進する。	50	30	23	40
	【厚生労働省】 「健やか親子21」による母子保健活動の推進 「健やか親子21」（21世紀の母子保健の取り組みの方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画）の着実な推進を図るため、健やか親子21推進協議会の設置、健やか親子21全国大会等母子保健に関する普及啓発活動を行う。	4	4	12	4
2. 学校、保育所等における食育の推進 （学校、保育所等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るための施策）	【文部科学省】 栄養教諭育成講習事業 現職の学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得できるようにするための講習会を開設する。	5	1	1	1
	栄養教諭を中核とした食育推進事業 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組と教育委員会における地域の食育推進機能の強化等に対する支援を充実するとともに、退職栄養教諭・学校栄養職員等からなる食育支援者を派遣し、学校における食育の推進体制の充実を図る。	94	77	88	54
	食生活学習教材の作成・配布 児童生徒が自らの食生活を考え、食に関する実践力を身に付けることができるようにするため、小学校低学年から継続した食に関する指導を行うための学習教材を作成し、配布する。	77	63	63	69
	学校給食における地場産物の活用促進事業 地場産物活用促進に取り組む都道府県において、地場産物に関する食育教材の開発等を行うほか、地場産物を活用した学校給食のメニュー開発コンテストや調理員を対象とした調理講習会を開催するなど、総合的に地場産物活用を推進することにより食育の推進を図る。	29	20	17	9

施策	関連施策	平成23年度 予算額	平成24年度 予算額	平成25年度 予算額	平成23年度 決算額	
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進 （地域において、食生活の改善を推進するとともに、生活習慣病を予防し国民の健康を増進するための施策）	学校給食の現代的課題に関する調査研究 学校給食費未納問題への対応など、学校給食を取り巻く行政上の課題に対応するための調査研究を行う。	16	8	7	2	
	学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究 児童生徒の食物アレルギーの実態や食物アレルギーに対応した学校給食の体制等の取組状況を調査するとともに、有識者による検討会議において学校給食における食物アレルギー対応に関する課題等について検討を行い、対応の充実を図る。	-	-	12	-	
	学校給食の衛生管理等に関する調査研究 学校給食における衛生管理の在り方についての調査研究を行う調査研究委員会を設置するとともに、教育委員会が衛生管理に関する指導者として委嘱した退職栄養教諭・学校栄養職員等を指導主事等とともに、学校給食施設へ派遣し、学校給食衛生管理基準の状況調査・改善指導を行う。	60	60	42	57	
	〈学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備）〉 学校給食における食中毒の発生を防止、食の安全を確保するため、衛生管理の充実強化等に必要学校給食施設の整備に対する補助を行う。	263,849 の内数	243,849 の内数	79,675 の内数	65,429 の内数	
	【厚生労働省】 国民健康づくり運動の推進（「健康日本21（第二次）」） 平成25年度からの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。	503	582	454	496	
	【農林水産省】 生産・流通と連携した取組の推進 地域住民の食生活や食に関する意識を調査・解析した上で課題を抽出し、改善方策を提示することにより、食生活改善への動機付けを行うとともに、生産・流通事業者等と連携して健全な食生活に向けた実践的取組を支援。	-	-	375 （食材提供の場を活用した食育実践活動事業）	-	
	「日本型食生活」の実践を推進 「生涯食育社会」の構築に向け、各世代ごとの食生活上の課題を踏まえた食生活改善の啓発手法を調査・検討し、普及する。また、「日本型食生活」の実践等を促進するための広域的、先進的な活動に対する支援を行う。	195	112	-	183	

施 策	関 連 施 策	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予 算 額	平成23年度 決 算 額
4. 食育推進運動の展開 〈食育推進運動の全国的な展開とボランティアを含めた関係者間の連携・協力を図り、国民運動として食育を推進するための施策〉	「日本型食生活」の実践を推進するため、地域における食育活動に対する支援を行う。	3,023の内数 (消費・安全 対策交付金)	2,606の内数 (消費・安全 対策交付金)	2,096の内数 (消費・安全 対策交付金)	2,730の内数 (消費・安全 対策交付金)
	【内閣府食育推進室】 食育調査研究等 食育推進基本計画の推進と適切な情報提供を図るため、食育に関する政策の実施、年次報告の作成を行う。 食育理解促進等 国民運動として食育を推進するため、食育月間を中心に食育推進全国大会の開催を通じて国民の理解促進を図る。また、青少年の健全育成のための情報提供、食育の推進を行う。	28 75	22 63	19 61	17 65
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 〈都市と農山漁村の共生・対流や生産者と消費者との間の交流を促進することによりそれらの信頼関係を構築し、国民の食に関する理解と関心の増進等を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するための施策〉	【農林水産省】 食育活動の全国展開 食育における課題解決に向けた有識者フォーラムや、地域の食育優良事例を踏まえた交流会等の取組を行う。 食料自給率に関する国民への情報発信等 国民に食料自給率の現状を理解してもらい、食生活の中で国産農産物等を積極的に選択する等の具体的な行動につながるよう普及・啓発するとともに、食料自給率向上に取り組む企業等のネットワーク拡大を図り、官民の連携による取組を推進する。また、ごはんの効用の消費者への普及・啓発や食品産業等と連携した朝食欠食の改善、米飯学校給食の推進による米消費拡大の取組を実施する。	- 1,264 (食料自給率 向上国民運動 拡大対策費)	- 718 (食料自給率 向上消費拡大 推進事業)	74 (食育活動の 全国展開事業 委託費) ※平成25年度 予算において、 国産農林水 産物等の消 費拡大・輸出 促進に向けた 取組を支援 する「日本の 食を広げるプ ロジェクト(40 億円)」の一 部に再編。	- 1,151 (食料自給率 向上国民運動 拡大対策費)
	【農林水産省】 農林漁業に関する体験活動の推進 子どもから社会人までを対象とした農山漁村体験教育、企業研修の受入や食を通じた大学や企業との連携の取組など、集落連合体による都市と農山漁村の共生・対流を進める取組と、これに必要な施設の整備等を支援する。 小中学校の児童・生徒を対象とする農業体験活動を立ち上げるための農園の整備や地元農産物の学校給食での活用のための取組を支援する。	37 -	- -	1,950の内数 (都市農村共 生・対流総合 対策交付金) 550の内数 (「農」のあ る暮らしづく り交付金)	26 -

施策	関連施策	平成23年度 予算額	平成24年度 予算額	平成25年度 予算額	平成23年度 決算額
	小学生の長期宿泊体験の受入を始め、農山漁村を教育等の場として活用するための推進体制の整備や実践活動など集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を支援する。	1,703の内数 (食と地域の交流促進対策交付金)	1,364の内数 (食と地域の交流促進対策交付金)	-	1,434の内数 (食と地域の交流促進対策交付金)
	地域間交流拠点の整備 食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図るための農林漁業体験施設の整備等を支援。	23,650の内数 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	10,075の内数 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	6,233の内数 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	19,242の内数 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)
	農林漁業者等による生産の場における食育活動の促進 食に対する感謝の念を深めていく上で必要な農林漁業に関する理解の増進を図るため、農林水産物の生産の場における食育活動を支援。	-	-	2,096の内数 (消費・安全対策交付金) (再掲)	-
	地産地消の推進 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地産地消等の取組に必要な施設整備や、新商品開発・販路開拓等の取組を支援。	305 (6次産業化推進整備事業)	2,194の内数 (6次産業化推進整備事業)	3,615の内数 (6次産業化支援対策)	204 (6次産業化推進整備事業)
		10,704の内数 (産地活性化総合対策事業のうち地産地消の取組の推進)	-	-	1,604の内数 (産地活性化総合対策事業のうち地産地消の取組の推進)
	食品廃棄物の発生の抑制や再利用等の促進 食品循環資源の再生利用等の実態について調査を行う。	13	0	6	-
		2,251の内数 (バイオマス地域利活用交付金)	-	-	2,013の内数 (バイオマス地域利活用交付金)
	【消費者庁】				
	食品ロス削減に係る取組 有識者による検討会において、食品ロス削減のための消費者に対する効果的な普及啓発の内容及び手法を検討し、検討結果を踏まえた普及啓発を図る。		-	4 (消費者行政総合調整経費)	
	国からテーマ（一般家庭における食品ロスの実態、啓発事業による消費行動の変化等）を提案し、地方自治体にて調査・分析を行う。 地方自治体における成果及び課題を消費者庁が集約し、その成果の全国的な波及・展開を図る。		-	500の内数 (地方消費者行政活性化交付金)	

施 策	関 連 施 策	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 額	平成25年度 予 算 額	平成23年度 決 算 額
6. 食品の安全性、 栄養その他の食生活に関する調査、 研究、情報の提供 及び国際交流の推 進 〈国民の適切な食 生活の選択に資する とともに、食育の全 般的推進に資するた めの施策〉	【内閣府食品安全委員会】 リスクコミュニケーションの実施 委員会が行う食品健康影響評価の結果等についての意見交換会の開催、分りやすい資料の提供等を実施する。 また、より多数の消費者層に対して、 効率的な情報発信を行う。	24	26	27	22
	【厚生労働省】 食品に関する情報提供や意見交換（リ スクコミュニケーション）の推進 食品安全に対する消費者の意識の高 まりなどに対応するため、食品安全基 本法や食品衛生法に基づき、消費者な どへの積極的な情報の提供や双方向の 意見交換を行う。	13	16	9	10
	【農林水産省】 食に関する様々な情報提供等の推進 食品の安全性や健全な食生活を送る ために必要な情報提供等を行う。	119	22	20	-

注1：本概要は、食育関連の額を特定できる予算事項について掲載。

注2：平成23年度及び24年度予算額は、補正後予算額。

注3：本概要は、百万円未満を四捨五入の上、百万円単位で表記している。

注4：各関連施策については、施策6区分中、その施策目的上最も関連のある区分に掲載。

注5：内数により小計が算出できない関連施策が存在するため、総計は計上しない。

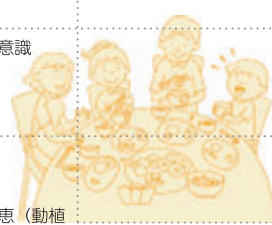



（平成25年版食育白書より抜粋）

食育の考え方の体系的な整理

「食育」という言葉の概念には、食生活における知識・選択力の習得を通じた単なる食生活の改善にとどまらず、食を通じたコミュニケーションやマナー等の食に関する基本所作の実践に加えて、自然の恩恵等に対する感謝の念と理解、優れた食文化の継承等食に関する基礎の理解など、広範な内容が含まれます。これらは、子どもたちが豊かな人間性を

はぐくみ、すべての人々が生涯にわたって健全な心身を培う上で必要なものです。

食育推進有識者懇談会（食育担当大臣主催）が平成19年6月に取りまとめた「食育推進国民運動の重点事項」では、こうした「食育」の幅広い概念を理解するための参考となるよう、下記の表のとおり、「食育」の概念の体系的な整理が試みられました。

理念	分野	望まれる日常の行為・態様	涵養(例)	是正対象	主な関連施策等		
豊かな人間形成 (知育・徳育・体育の基礎)	食を通じたコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○食卓を囲む家族の団らん ○食の楽しさの実感 ○地域での共食 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神的豊かさ 	<ul style="list-style-type: none"> ○孤食 ○個食 	(共食の場づくり)		
	食に関する基本所作	<ul style="list-style-type: none"> ○正しいマナー・作法による食事 食事のマナー(姿勢、順序等) 配膳、箸等 ○食前後の挨拶習慣 〔「いただきます」〕 〔「ごちそうさま」〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○規範遵守意識 		<ul style="list-style-type: none"> ○親子で参加する料理教室 ○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供 		
	自然の恩恵等への感謝、環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産の食材等を利用した食事の摂取・提供(地産地消) ○環境に配慮した食料の生産消費(食材の適量の購入等) ○調理の実践、体験 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然の恩恵(動植物の命を含む)、生産者等への感謝の念 ○「もったいない」精神 ○豊かな味覚 	<ul style="list-style-type: none"> ○食べ残し ○安易な食材の廃棄 ○偏食 	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者と生産者の交流 ○食に関する様々な体験活動(教育ファーム等) ○農林水産物の地域内消費の促進 		
	食文化	<ul style="list-style-type: none"> ○郷土料理、行事食による食事 	<ul style="list-style-type: none"> ○食文化、伝統に関する歴史観等 		○普及啓発 ほか		
	食料事情ほか	<ul style="list-style-type: none"> ○世界の食料事情や我が国の食料問題への関心 	<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する国際感覚 ○食料問題に関する意識 		○普及啓発 ほか		
	食にかかると人間形成	食の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ○科学に基づく食の安全性に関する理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○食の安全性に関する意識 		<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する幅広い情報提供 ○意見交換(リスクコミュニケーション) 	
		食生活・栄養のバランス	<ul style="list-style-type: none"> ○食材、調理方法の適切な選択による調理 ○中食の適切な選択 ○外食での適切な選択 ○日本型食生活の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養のバランスに関する食の判断力、選択力 	<ul style="list-style-type: none"> ○肥満、メタボリックシンドローム ○過度の痩身志向 ○偏食 ○フードファディズム 	<ul style="list-style-type: none"> ○健全な食生活に関する指針の活用 ○栄養成分表示など 	
		食生活リズム	<ul style="list-style-type: none"> ○規則正しい食生活リズム(毎朝食の摂取、間食・夜食の抑制) ○口腔衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ○健全な生活リズム 		<ul style="list-style-type: none"> ○朝食の欠食 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供(「早寝早起き朝ごはん」運動の推進(8020運動の実践))
		心身の健康の増進					

(平成25年版食育白書より抜粋)